2022年10月吉日

各　　　位

年末調整担当：

**年末調整のご案内**

前略　本年も年末調整の時期が参りました。速やかな事務の遂行を図るため、下記の資料を**11月5日**までにご提出をお願いいたします。

QR コード

自動的に生成された説明なお、令和5年分扶養控除申告書、令和4年分給与所得者の基礎控除申告書兼配偶者控除等申告書兼所得金額調整控除申告書及び令和4年分給与所得者の保険料控除申告書を同封しておりますので、別紙要領をご参照の上、ご記入をお願いいたします。

また、国税庁より年末調整アプリが公開されていますので、インストールの上、

作成・印字をしてご提出いただいても結構です。

（保険料の控除額や所得等自動計算されるため便利です。）

年末調整アプリダウンロード⇒

草々

記

1. 給与所得者の扶養控除等（異動）申告書（令和5年度における扶養家族記載）
   * 令和4年分について変更がある方は申し出てください。

申告書提出後に変更等が生じる場合も至急担当者まで

* + **個人番号の記入は不要です。**
  + 配偶者を除く扶養家族について、年収が次の金額を超える場合は、扶養対象外となります。

ご自身及び配偶者等扶養家族の収入額は必ず記載をお願いします。また金額については、できる限り正確にご記入ください。

お名前のフリガナもお忘れなくご記入ください。

|  |  |
| --- | --- |
| 給与収入 | 103万円 |
| 年金収入（65歳未満） | 108万円 |
| 年金収入（65歳以上） | 158万円 |

* + 複数の種類の収入がある方は、担当者までご相談ください。
  + 年収が上記の金額を超える可能性がある場合は、事前に担当者にご連絡ください。

例年、C欄の記載漏れが多いので、ご注意ください。

* + 本人及び扶養家族の方で、障害者手帳をお持ちの方は、写しを添付してください。
  + ご本人が学生である場合は、学生手帳の写しを添付してください。
  + **障害者・寡婦・ひとり親等の方は、C欄に必ず記入してください。**
  + **寡婦又はひとり親の方については、別途資料をお渡ししますので、お申し出ください。**
  + **年内に転居又は子の出生等の予定のある方は、事前にご連絡ください。**
  + 所得税の計算について、次の2点にご注意ください。

(1)甲欄「給与所得者の扶養控除等（異動）申告書」を提出された場合：主たる給与所得がある１法人のみに提出できます。　来年度、甲欄の方は必ずご提出ください。

(2)乙欄「給与所得者の扶養控除等（異動）申告書」を提出されない場合：確定申告必須となります。

1. 給与所得者の基礎控除申告書兼配偶者控除等申告書兼所得金額調整控除申告書

＊年末調整を受ける方は、必ずご自身の収入金額及び所得金額等を記入してご提出ください。

＊配偶者（特別）控除を受けられる方は、配偶者の収入の金額及び所得金額等を記入してご提出ください。

＊23歳未満（平成12年1月2日以後生まれ）の扶養家族及びご自身または扶養家族（配偶者を含む）が特別障害者である場合は、所得金額調整控除申告書欄に記入してください。**（記入漏れがないようお願いします。）**

対象の方が複数おられる場合は、そのうちのおひとり又は「扶養控除申告書の通り」と記載してください。

1. 給与所得者の保険料控除申告書
   * 保険料の金額及び生命保険料・個人年金保険料の新・旧の区分について、正確に記入してください。
   * 記載した保険料等について次の書類の原本を必ず提出してください。

|  |  |
| --- | --- |
| 1. 生命保険・介護保険・個人年金保険料控除証明書 | 1. 地震保険料控除証明書 |
| 1. 国民年金保険料支払証明書 | 1. 国民健康保険料控除証明書（支払の分かる書類） |
| 1. 小規模企業共済等掛金控除証明書 | 1. その他本人が支払った保険料の証明書 |

証明書は、申告書の裏面に重ならないように貼り付けてください。

1. 途中入社の方は、前職分の源泉徴収票を提出してください。（前職がない場合は不要です。）また、11月及び12月入社の方で弊社の給与の支給がない方については、年末調整できません。
2. 住宅取得者の住宅借入金等特別控除申告書を受ける場合は、住宅借入金等特別控除申告書に必ず必要事項を記入し、住宅取得資金に係る借入金の年末残高等証明書（銀行等から送られてきます）と合わせて提出してください。ご記入がなかった場合は、返却いたします。

**年末調整される甲欄の方は①及び②は必ず提出が必要です。**③～⑤については、控除を受ける方のみご提出ください。

ご提出が遅れた等の理由のため、年末調整が適切に行えなかった場合は、年明け後にご自身で確定申告をしていただく必要がありますので、期限に間に合うようにご提出ください。

ご不明の場合は、担当者までご連絡ください。

**また、年末調整を行わない方および乙欄の方については、下線以下にご記入の上、ご提出ください。**

以上

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 配付用紙 | 参考資料 | 該当年分 |
| 1. 給与所得者の扶養控除等（異動）申告書 | 記入要領 | 令和5年分 |
| 1. 給与所得者の保険料控除申告書 | 記入要領 | 令和4年分 |
| 1. 給与所得者の基礎控除申告書兼配偶者控除等申告書兼所得金額調整控除申告書 | 記入要領 | 令和4年分 |

※扶養控除申告書の下段の退職手当のある配偶者と扶養親族欄については、現在確認中ですので、来年の年末調整時に追記をお願いします。

・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・き　り　と　り　せ　ん・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

**申出書**

私は、下記の理由により、令和4年分の年末調整をしないことを申し出いたします。

* + ①　途中入社で、前職源泉徴収票を提出できないため
  + ②　個人的な理由により、年末調整を希望しないため
  + ③　乙欄（主たる給与所得の事業所でない）又は他に収入があるため

2022年　　月　　日

所属名：

住民票上の住所：

居所の住所：

氏　　名：　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　㊞

生年月日：　昭和・平成・西暦　　　　年　　　　月　　　　日生

上記の申出により、年末調整をされない方は、ご自身で確定申告を住所地管轄の税務署にて確定申告を行ってください。（**特に所得税を控除されている方は、年末調整をされない場合、確定申告をされない限り控除された所得税は還付されません。**）